

## 令和2年 第12回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和2年12月15日(火) 午後1時30分 浜北区役所3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保  
松尾康弘 横井利治 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三  
高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司  
井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席： 鈴木克育 袴田博子

### 3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 石田潤司 河村幸一郎 吉山和志  
渡邊光二 富永幹人 加茂真也  
山下文彦(農林水産担当部長)

### 4. 審議事項

第90号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第91号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第92号議案 事業計画変更承認申請について  
第93号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第94号議案 非農地証明について  
第95号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
第96号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第97号議案 農用地利用集積計画の決定について  
第98号議案 農業委員の辞任の同意について

### 5. 報告事項

報第77号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第78号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第79号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第80号 買受適格証明願について(5条届出公売)  
報第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第82号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について  
報第83号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第84号 農地の地目変更登記に係る報告について

### 6. その他

## 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から、令和2年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますが、定数24名のところ、22名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員は議席番号9番の鈴木克育委員と、議席番号10番の袴田博子委員でございます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。あつという間に12月師走ということで、今年はコロナが始まって現在に至り、コロナが収束していれば助かったのですが、まだまだ猛威を奮っているということで大変な時代となりました。今年の総会を振り返ってみると、一度もコロナで中止になったり延期になったりしたことはありませんでした。これも皆さんがしっかり体調管理等をしていただいたお陰だと思っております。来年も体調管理をしていただいて総会が流れることがないように開催していきたいと思っております。今年はコロナがあった影響でいろいろ残念なことがありました。西部農業委員会の日帰り視察、一泊研修視察、来年初めの新年会などが中止や延期となってしまいました。ただ、農業委員会は遅延遅滞ということが許されません。皆さんのご協力を持ちまして通常開催できたことは大変嬉しく思います。

その中でもう1つ残念なお知らせがあります。総会議案を見ればわかると思いますし、承認前の案件ですので詳しくは言えませんが、XXXXXXXXXXが事情により辞任となっております。私としては任期3年の間、同じメンバーで過ごせればいいなと思っております。残念ですが致し方ないと思っております。

いろいろなことがありますが良いこととしては、人・農地プランについて推進委員さんが現地調査等を頑張ってください、また事務局がアンケート業務に当たっていただき、プレ会議を行った時点では良い感触を得られたと思います。ただ、その矢先に本番の話し合いは延期となりました。なぜ延期という言葉を使ったかということ、今年1年で終わることではなく、今後も人・農地プランは続いていくことですので延期ということになります。その代わりホームページを立ち上げて担い手の方々からご意見を募集し、それをまとめてプランを作っていくということです。人・農地プランがある程度軌道に乗ったことは大変良いことだと思っております。今年はコロナの影響でいろいろな場面で大変だったなと思います。

簡単でございますが、また来年の皆様のご活躍をお祈りしてご挨拶と代えさせていただきます。

それでは、只今から、令和2年第12回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 それでは、議席番号 18 番の森島倫生委員、議席番号 19 番の鈴木英雄委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 90 号議案農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

渡邊 今月の申請案件は、地区長上、整理番号 205 番外 22 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 10 件、贈与に係る案件が 7 件、使用貸借に係る案件が 3 件、交換に係る案件が 2 件、区分地上権に係る案件が 1 件でございます。農地法第 3 条の許可基準に適合するかをより明確に審査するために、今月から従事者の欄を専業・兼業の区別ではなく、常時雇用、臨時雇用に変更し、家族以外の労働力も詳しく把握できるようにしました。

それでは説明いたします。

議案 1 ページ、地区長上、整理番号 205 番、208 番は新規就農に係る案件でございます。申請者は、中区天王町の■■■■■、77 歳でございます。■■■■■は、農業に関心を持っており、10 年以上にわたり家庭菜園程度の耕作を行っていました。この度、2 名の地主から農地を貸してもらえることとなったため、申請に至ったものでございます。申請地は、東区市野町の畑、合計 4 筆で、サツマイモ、じゃがいも、栗、みかん等を作付けしていく計画でございます。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため浜松市農地法第 3 条に係る許可基準第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして議案 3 ページ、地区三方原、整理番号 217 番は遺贈に係る案件でございます。申請者は、遺言執行者である北区鷲沢町の■■■■■、73 歳でございます。遺言者の■■■■■は法定相続人となる方がいないため、また農地の有効活用のためにも、■■■■■の従兄であり農業を営む■■■■■に遺贈したく遺言を残しました。今回、遺言を執行すべく申請があったため、ご審議いただくものです。申請地は、北区豊岡町の畑、1 筆で馬鈴薯を作付けしていく計画でございます。

続きまして議案 4 ページ、地区春野、整理番号 228 番は売買に係る案件でございます。この案件は、先月の総会において、中山間地域の空き家と小規模農地をセットで取得するための手続きとしまして、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積と区域の指定についてご審議・ご承認いただき、下限面積を変更したものの所有権移転の申請となります。申請者は、東区中郡町から天竜区春野町豊岡に、この 10 月から移住している■■■■■です。■■■■■は地方公務員で、本人も一緒に移住した母親もこれまで農業経験はありませんが、今回、宅地に隣接した農地も取得し、地域の人たちからアドバイスを受けながら、みかん、レモン、ブルーベリー、栗などの果樹栽培をしていく予定です。申請地は、天竜区春野町豊岡の畑 3 筆、合計面積 625 m<sup>2</sup>です。この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため浜松市農地法第 3 条に係る

渡 邊 許可基準第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

初めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 湖東地区、協議の結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。

根 本 新津・可美地区調査会にて、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会です。問題ありません。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会、問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてのご発言のある方は挙手をお願いします。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 205番と208番は77歳ということですが、この後長年に亘って管理できるのかという疑問があるのですが、調査会でどのような議論をされたのかお伺いします。

議 長 中島委員お願いします。

中 島 この方は年齢が少し高いので確認しました。その結果は、息子さんが後を継ぐとの説明でしたので、それを担保に認めております。

森 島 わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第90号議案農地法第3条の規定による

議長 許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 91 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 5 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

渡邊 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 81 番外 13 件でございます。転用目的別の内訳は、住宅関連が 5 件、農業用施設が 2 件、貸駐車場が 4 件、営農型太陽光発電が 3 件でございます。農地区分別の内訳は、農用区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 5 件でございます。なお、是正案件は整理番号 89 番の 1 件です。

また、駐車場の申請について、その申請地の経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の有無を、最新の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 積志調査会で協議した結果、問題ございませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員が欠席されていますので私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでしたという報告を受けております。

続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡本 都田地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村 細江地区調査会においては別に問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会として、何の問題もないということでございます。

議長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水崎 春野地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についてご発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑なし )

議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 91 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 92 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

渡邊 今月の申請は、許可期間を延長する目的変更が 1 件でございます。

地区芳川、整理番号 9 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である [ ] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、 [ ] 年 [ ] 年 [ ] 日に農地法第 5 条許可を受け、申請地近隣の [ ] のための資材置場として、令和 2 年 9 月から 12 月まで一時的に申請地を転用する計画でしたが、その後、追加工事の発注があり工事期間が延長されたため、令和 3 年 3 月まで 3 か月間の期間延長を申請するものです。申請地は、 [ ] のところに位置する農地でございます。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。排水計画について、雨水は自然浸透とし農地境には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご発言、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 92 号議案事業計画変更承認申請については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。次に、第 93 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 11 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 944 番外 152 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 116 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 20 件、一時転用が 7 件、太陽光発電

石川 が7件、営農型太陽光発電が1件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が5件、第1種農地が16件、第2種農地が36件、第3種農地が96件でございます。なお、是正案件は、960番、1088番、及び1089番です。

それでは、整理番号に丸を付した5件について、説明いたします。

議案18ページ、地区湖東、整理番号993番をお願いします。浜松市西区佐浜町の畑17筆、8,402㎡について、資材置場を設置したいという申請でございます。この度、XXXXXXXXXXの委託を受けたことにより、埋立て業務における埋立て用の土を即時供給できるよう保管する必要があります。使用する土は自社のプラントにて処理選別していますが、プラント内では必要な土の仮置場を確保することが難しいため、申請地を借り受け、2年4ヶ月間の一時転用申請に及んだものでございます。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。申請地は、XXXXXXXXXXに位置する農用地区域内の農地でございます。申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定である一時転用に該当します。事業計画では、山林地目等の併用地を含めた全体計画区域9,899.95㎡となり、県道から出入りするための進入路を設け、工事期間中は、2mから5mの保安距離を確保し、1:1.5の勾配の法面を設けた上で高さ5mの盛土を行い、仮置きする土量は約22,487㎡を予定しております。表土の流出を防ぐために堰堤を設けること、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られ、事業完了後は、仮置きした土はすべて撤去し、農地復元を行います。返還後、土地所有者が野菜等を耕作する予定でございます。なお、地主から農地の耕作管理が困難であるとの相談があれば、農地所有適格法人である、申請者のグループ会社や近隣で大規模に営農している法人に農地を紹介することも予定しております。また、土採取事業事前審査を受け、関連部署との調整が取れていること、地元自治会、学校とも協議済みであり、事業の実施期間中は安全対策などを徹底していくこと、雨水は申請区域内に水路を作り調整池へ流入させてから、制限放流する計画であることから周辺への影響は軽微と思われる、許可相当であると考えます。

続きまして、議案27ページ、地区引佐、整理番号1056番をお願いします。北区引佐町渋川の田畑10筆、5,556㎡について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。申請者は、XXXXXXXXXXに本社を置き、XXXXXXXXXXを営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地はXXXXXXXXXXに位置する農地です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、300Wの太陽光パネル2,288枚を設置し、発電能力が686.40kWとなる発電設備を設け、既存の法面保護を活用する計画であり、配置計画からみて転用面積は適当と思われます。申請地の周囲にはフェンスと堰堤を設置する計画であること、雨水は自然浸透させ、余剰分は隣接する河川へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導

石川 要綱に基づく事業承認を受けていること、経済産業省の設備認定を令和元年8月21日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案28ページ、地区三ヶ日、整理番号1060番をお願いします。北区三ヶ日町津々崎の田5筆、4,801㎡について、残土処理場としたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き、[ ]を営む法人です。道路工事により発生する残土を、現在耕作放棄地となっている申請地に埋め立て、事業完了後には優良な農地へ転換したく、1年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、[ ]に位置する農地です。申請地の農地区分は農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定である一時転用に該当します。本事業では、1:1.5の勾配の法面を設けた上で高さ2mの盛土を行い、総埋立土量は約10,000㎡を予定しております。表層部には耕作土を入れ、事業完了後には土地所有者が梅を耕作する計画であることを、耕作管理計画書にて確認しております。申請地には土砂流出を防ぐための堰堤を設ける計画であること、雨水は素掘りの水路から既存の用悪水路へ放流する計画であること、盛土によるかさ上げ後の高さは隣接農地と同程度であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案30ページ、地区北浜、整理番号1077番をお願いします。浜北区竜南の田3筆、3,411㎡について、資材置場及び駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き、[ ]を営む法人です。現在、東区、浜北区に点在している収集物保管所を、同業者の作業場も近く、効率の良い申請地へ集約したく、申請に至ったものでございます。申請地は、[ ]に位置する農地です。農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、第3種農地に該当すると判断いたしました。申請地は碎石敷とし、周囲に防護柵を設置する計画であること、雨水排水については、敷地内に設ける集水柵から既設水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、その次の、地区北浜、整理番号1078番をお願いします。浜北区新堀の田畑7筆、6,611㎡について、砂利採取場を設けたいという申請でございます。申請者は、[ ]に本社を置き、[ ]を行っております。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に及んだものでございます。申請地は、[ ]のところに位置する農用地区域内の農地でございます。審査したところ、本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる3年以内の一時転用に該当する転用事業であること、事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、1:1.5の安定勾配で掘削し、

石 川 掘削面積 4,728.21 m<sup>2</sup>、最大掘削深が 10m、総掘削量は 19,866 m<sup>3</sup>を予定しております。  
工事期間中は、5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐために堰堤を設けること、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、土地所有者が水稻、キャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けたこと、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

なお、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地の経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の有無を、最新の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 蒲・和田・長上調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 湖東地区調査会です。先ほど事務局から説明がありましたが、山砂利の復元後の農地の管理について事業者を呼び出しましたが、復元後の農地の管理は責任を持って行うように確約してもらい許可を出しました。他も問題ありません。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 庄内地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員が欠席されていますので私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ないということです。

続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員も欠席されていますので私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ないということです。

続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 新津・可美地区調査会にて、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。  
議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。  
岡本 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題はありませんでした。  
議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。  
藤村 4件、細江地区調査会においては問題ありませんでした。  
議長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。  
高井 引佐地区調査会で協議しました結果、問題ございませんでした。  
議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。  
後藤 三ヶ日調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。  
議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。  
小杉 浜名・北浜調査会において協議した結果、特に問題ありませんでしたが、その中で1078番の砂利についてこの後意見を言いたいと思います。とりあえずは、問題ございません。  
議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。  
森島 全体で議論したところ、いくつかの課題となる議論がありました。最終的には承認するというのですが、今日の議案で言いますと、XXXXXXXXXXの議題がありますが、資材置場の後の利用をどうするか議論が指摘されたと思います。本人の言い分とすると、元々石だらけの農地を資材置場とするのでという話がありましたが、そうだとすも畑として耕作できる状態に戻してほしいという話をしました。本人達は最終的にはわかかったということで引き取っていただきましたので、3ヶ月経過後の農地の状況をしっかり見たいと思っております。問題ありません。  
議長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。  
鈴木英 天竜・龍山地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。  
議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。  
( 小杉委員 挙手 )  
議長 はい、小杉委員。  
小杉 先ほどの1078番の砂利採取の件ですけれども、地区調査会において非常に活発な意見が出まして、その時に本庁の木下さんもお見えだったので十分にご理解いただいていると思いますが、営農型太陽光については調査会のマニュアルがあると思います。砂利採取については調査会でのマニュアルがありません。砂利採取は天竜川の西側や東側など様々な業者が入ってきていまして、業者によって書類の作り方が違うことがあります。砂利採取についても調査会での審査項目を決めたマニュアルがあるといいと思います。また、農地復元が終わった後でも、石がゴロゴロしていればやり直すなどの指示も出せたらと思います。浜名・北浜調査会には現在砂利採取に詳しい調査員がいますが、その調査員も任期が満了となります。優良農地に戻してもらうためにも、誰でも適正な審査ができるような調査会のマニュアルが必要だと思いますので、要望させていただきます。

議長 今の件は進んでいる部分もありますので、木下グループ長からお願いします。

木 下 今年から事業者さんをお願いしてきたことは、6月と12月に市役所の土木部門が中間検査をしますので、その検査に農業委員さんや事務局が同行させてもらうようお願いしております。また、砂利採取後の農地復元の直前にどのような土を入れるのか、事業者さんに教えてもらうようお願いしております。農地復元に関しましては、畑は過去に良くない事例もありましたので、農地復元の方法や農地復元後の作物について事業者さんや土地所有者さんと相談しながら進めていきたいと思っております。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 砂利採取の関連ですが、木下さんから隣の調査会で行っていることもお話ししてもらえますか。

木 下 半年位前に中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会で砂利採取の転用がありまして、その際に以前砂利採取事業を行っていた場所の農地復元について、農業委員さんや調査員さん達と現地調査を行いました。今後も確認していくということになっております。報告が遅れまして申し訳ありません。

森 島 業者をお願いすると真面目に一生懸命やってくれます。事業を進めていく過程の写真を冊子にしてくれました。小杉委員の言っているような話については、隣の調査会でやっているのに小杉委員に伝わっていないのではないかと思います。同じ行政区でやっていることなので、当然小杉委員には伝わっていると思っていたのですが、石川グループ長どうでしょうか。

石 川 まだ整理ができていないのでお伝えしておりませんでした。申し訳ありません。しっかりまとまった時点で隣の調査会だけではなく、総会でお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

森 島 事務局は上から下まで承認されないと伝え難いのだと思います。ただ、農業委員として隣の調査会でどのようなことが進められているのか知らないというのは、何とかならないかと思います。事務局の仕事を否定するつもりはありませんが、そこを埋めてほしいと思います。会長から事務局に相談していただければと思います。

議 長 情報共有をしたいと思っております。私からも1点。私も砂利採取の中間検査を見に行きました。今まではなかったのですが途中で見に行くことも大事かと思っております。それでは、よろしくお願いしますと思っております。

その他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第93号議案農地法第5条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第94号議案非農地証明についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案35ページをご覧ください。

鈴木智 （ 議案の表紙を読み上げる ）

今月の申請案件は、地区三ヶ日、整理番号 32 番外 3 件でございます。

地区三ヶ日、整理番号 32 番、申請地は 10 年以上前から農業用倉庫が建築されていて、宅地利用されていた状況です。

地区天竜、整理番号 33 番、申請地は急斜面で耕作困難のため、昭和 30 年頃に植林されたものです。

地区天竜、整理番号 34 番、申請地は昭和 55 年頃から公衆用道路として利用されていたものです。

地区天竜、整理番号 35 番、申請地の周辺には山林が広がり、陽があたらず耕作困難になったことから、昭和 60 年 4 月に植林されたものです。

つきましては、全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（ 質疑なし ）

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 94 号議案非農地証明については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 95 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 37 ページをご覧ください。

（ 議案の表紙を読み上げる ）

相続税の納税が猶予される相続税の納税猶予の特例の適用を受けるためには、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、また、相続人が相続税の申告期限までに相続等により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることを、農業委員会が証明する必要があり、これが適格者証明でございます。

今月の申請案件は、地区中央、整理番号 4 番の 1 件でございます。

被相続人は、■■■■年■月■日に亡くなられた、■■■■■■■■■■、相続人は、中区富塚町で被相続人と同居されていた、子の■■■■■■■■■■、61 歳です。申請地は、中区富塚町■■■■■■■■■■、外 8 筆、畑 3,805 m<sup>2</sup>です。令和 2 年 12 月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（ 質疑なし ）

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 95 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 96 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 議案 39 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続に伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するものです。

今月の申請案件は、地区北浜、整理番号 31 番、1 件でございます。

被相続人は、          年  月  日に亡くなられた、          。相続人は、浜北区西美菌にお住いの、子の          、84 歳です。申請地は浜北区西美菌          外 2 筆で、特例農地の面積は、申告時、現在ともに 709 m<sup>2</sup>です。現地調査をした結果、植木、野菜等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 96 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 97 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 41 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 2 年度第 9 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 2 年 12 月 18 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 306 筆、372,472.94 m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 23 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 27 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、29 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。1 ページの 1 番、2 番、16 ページの 111 番から 17 ページの 114 番をご覧ください。新規就農の

富 永 [ ] です。認定農業者の [ ] のもとで研修をし、今回の申請に至りました。北区三ヶ日町下尾奈 [ ] ほか 5 筆の畑、計 2,880 m<sup>2</sup>を借り受けてみかんの栽培を予定しております。

次に、16 ページの 110 番をご覧ください。新規就農の [ ] です。農地所有適格法人の [ ] の従業員として 4 年間栽培技術を学び、今回の申請に至りました。北区大原町 [ ] の畑、計 4,679 m<sup>2</sup>を借り受けてサツマイモ、馬鈴薯の栽培を予定しております。

次に、9 ページから 16 ページ 109 番、25 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 113 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 70 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 98 号議案農業委員の辞任の同意についてを上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 43 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋 藤 [ ] ですが、体調不良により現在入院加療中であり、入院期間が今後数ヶ月間見込まれ、農業委員としての活動が継続困難ということで、市長あてに辞任願が提出されました。農業委員会等に関する法律第 13 条では、委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されており、数ヶ月間の入院を伴う病気療養は正当な事由と認められます。議案 44 ページをご覧ください。市長から農業委員会あてに [ ] の辞任についての審議が求められております。同意が得られましたら、その旨を市長に答申してまいります。辞任日は本日付けとなります。

なお、[ ] の辞任により 1 名欠員が生じますが、今後、改選までの約半年間、[ ] 調査会の運営は、会長代理であります [ ] が行い、地区の意見の取りまとめをしていただくことで調整済みでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 欠員が出ると今言ったようなことで業務が進むと思いますが、調査会には副調査会長みたいな方がいると思うのですがそのことですか。

齋 藤 そうです。調査会の要綱の中で、調査会員が互選した者がその職務を代理するとなっております。

森 島 職務代理者という認識がなかったですが、代理してくれる人ということで初めに決めたのですが、その人がこのような場合には役割を担うということですね。

齋 藤 そうです。調査会の意見の取りまとめをしていただきます。

議 長 その他にございますでしょうか。

( 質疑なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 98 号議案農業委員の辞任の同意については、同意するというご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め、市長あて同意する旨を回答してまいります。

一言私から。本人からみなさんによろしくということでございます。森島委員からもありましたように、職務代行ということで調査会をまとめていきますが、農業委員ではありませんので議決権はありません。意見は私が聞いてご報告していきます。この件については次を出すかを事務局と相談しましたが、あと半年で手続きをしている内に3月位になってしまいますので、欠員ということでご承認いただきたいと思っております。

森 島 会長のご説明で良くわかりました。今回は職務代理者に来てもらうのですか。

齋 藤 職務代理者は調査会の取りまとめまでを行いまして、総会での報告は会長から行ってまいります。

森 島 わかりました。

議 長 次に、報告事項の第 77 号から第 84 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 今月の報告事項につきましては、議案 45 ページに記載のとおりでございます。報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思っております。

それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

鈴木智 ・農地転用の事前着工について

小 杉 ・耕作放棄地の再生について

森 島 ・調査員の守秘義務について

議 長 ・全国認定農業者協議会の次期会長について

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

齋 藤 ・農業委員会だよりについて

鈴木智 今後の会議予定

- 鈴木智
- ・令和3年 第1回 農業委員会 総会  
令和3年1月15日（金）午後1時30分から  
場 所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室
  - ・西部地区農業委員会研修会  
令和3年1月29日（金）午後2時15分から  
場 所 浜松市可美公園総合センター

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。  
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これもちまして、第12  
回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。  
皆さん、良いお年をお迎えください。

閉会時間 午後2時40分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和2年12月15日

会 長 松島 好則

委 員 森島 倫生

委 員 鈴木 英雄